

イマザピルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年12月4日～令和2年1月2日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
インポートトレランスの要請で基準を設定している農薬数、成分数を教えてください。諸外国の数字も併せて。 また、日本で農薬登録されていないものは輸入を拒否することもできるかと存じますが、なぜ言いなりになるのか不思議です。	インポートトレランスにより基準値設定された農薬数及び成分数については、リスク管理機関である厚生労働省にお問い合わせください。

※頂いたものをそのまま掲載しています。